

# 在宅で自立した生活を送るために… 高齢者の在宅生活を支援します

高齢者等が、介護が必要な状態になった場合は、要介護・要支援認定を受け、介護保険サービスを利用することができます。町では、介護保険サービス以外にも、高齢者の方が在宅において自立した生活を送るためのサービスを実施しています。

## 配食サービス事業

栄養バランスの整った昼食をお届けし、配送時と回収時に本人の安否確認を行います。

**対象者：**満65歳以上で在宅のひとり暮らし高齢者や高齢世帯で、調理やバランスの取れた栄養を摂取することが困難な状況で、定期的な見守りが必要な人  
**利用料：**1食500円（昼食代として）



## 生活管理指導員派遣事業

生活管理指導員（ホームヘルパー）を派遣し、調理・洗濯・買い物・掃除などの日常生活に必要な家事の援助や助言を行います。

**対象者：**満65歳以上のひとり暮らしや高齢世帯等で、対象者のみでの在宅生活が困難な状況にある人（要介護、要支援認定者を除く）

**利用回数：**週1回程度　**所要時間**1回1時間30分未満  
**利用料：**1回208円～



## 緊急通報システム事業

安全に安心して生活できるよう、緊急通報装置を設置（貸与）し、急病や事故などの緊急事態が発生した場合に、安否確認や救急搬送などを24時間体制で対応します。

**対象者：**満65歳以上のひとり暮らし高齢者等で、脳血管疾患・心疾患・慢性閉塞性肺疾患など緊急対応が必要となる可能性の高い慢性的な疾患のある人



## 訪問理美容助成事業

心身の障がい等の理由により一般の理髪店や美容院に出向くことが困難な人が、自宅で理美容を受けた場合の出張料金の一部を助成します。

**対象者：**概ね満60歳以上で、傷病などにより3か月以上寝たきりのために、理髪店などへ出向くことが困難な人  
**助成額：**出張料金として1回1,500円（年4回まで）



\* サービスの利用を希望される方は、  
介護支援課にご相談ください。

◆問い合わせ先 介護支援課 介護支援担当  
☎26501 有線57788